

参考資料 2

【資料1 内閣府宛て要望書】

内閣府男女共同参画局長 岡田恵子様

国立女性教育会館（NWEC）を内閣府主管・文部科学省共管に

移行するにあたっての要望書

2022年9月13日

「NWECの内閣府移管について考える会」

青木玲子（NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事、
元国立女性教育会館情報課客員研究員）

池田政子（山梨県立男女共同参画推進センター「集約」問題を考える会世話人、
山梨県立大学名誉教授）

池田和嘉子（（公財）日本女性学習財団職員）

大野 曜（国立女性教育会館元理事長）

亀田温子（国立女性教育会館 女性アーカイブセンター資料選定委員会委員、
十文字学園女子大学名誉教授）

辻 智子（北海道大学教員）

橋本ヒロ子（国連ウィメン日本協会理事長、元国立婦人教育会館情報交流課長）

村田晶子（早稲田大学教員）

村松泰子（（公財）日本女性学習財団理事長、前国立女性教育会館運営委員会会長）

私たちは、国立女性教育会館（NWEC）の創設以来、各種事業活動に参加し、国内外の女性およびジェンダー平等を目指す人々と交流・連携し、その充実に尽力して参りました。

このたび、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」において「女性の経済的自立」に取り組むための環境整備として、地域におけるジェンダーギャップの解消を図る施策を掲げ、「男女共同参画のナショナルセンターが必須である」とし、「1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた独立行政法人国立女性教育会館の主管省庁を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。」ことが公表されました。

については、独立行政法人国立女性教育会館（以下、NWEC）が従来持っていた研修・人材育成、調査研究、アーカイブの蓄積と情報発信、国際貢献の機能をより有効な形で継承しつつ、業務を大幅に改善・充実されるよう、以下を要望します。ご検討をお願い申し上げます。

1. NWEC を内閣府主管とし、文部科学省共管とすると聞かすが、このことを明示し、主管と共管の役割分担及び予算のあり方、移行のスケジュールを示すこと。また、日本国内の様々な問題の解決につながる方策を示すことをめざすなど、その目的・効果について明確に示すこと。
2. NWEC のミッションを拡充する場合にも、学校教育、社会教育において、男女共同参画の推進の基盤とするための教育という柱は守ること。そのうえで、NWEC が従来もっていた機能・各事業領域（女性教育情報センター、女性アーカイブセンターを含む）のそれぞれについて、改めてその基本的な目的、事業の選択基準などを明確にすること。
3. 研修・教育は、事業の柱として、多様な領域における育成すべき人材像について、ジェンダー視点を有する専門性をもつことなどと明確化すること。そして、男女共同参画推進のナショナルセンターとして、男女共同参画基本計画の推進拠点である全国の地方公共団体の男女共同参画担当職員、男女共同参画センターや全国の学校教育にかかわる教員や職員、地域における女性リーダーなどの人材育成の実践的で体系的な研修の充実をはかること。また、生徒・学生をはじめ研究者、企業の人材など幅広く理系分野の女性人材育成にも努めること。

4. 調査研究は、男女共同参画社会の実現に資することを目的に、計画的に、そして、ほかの機関では取り上げにくいテーマを積極的にとりあげること。時代の変化によって生じる新たな課題解決に対応した調査研究を実施すること。また、男女共同参画推進の基礎となるジェンダー統計の充実をはかり、分析・情報発信を行うこと。
5. 女性情報の蓄積と情報発信については、男女共同参画のナショナルセンターとして「女性情報センター」のあるべき姿を明確にし、国際的発信・ネットワーク構築を含め、蓄積資料の積極的な発信をすること。「女性アーカイブセンター」は、専門的な識見を持つ職員と予算を確保し、資史料の収集、蓄積、活用についてナショナルセンターとして再構築すること。
6. 国際貢献については、アジアやアフリカ地域等におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に資するため、男女共同参画推進のための人材育成と調査研究を拡充させること。また、これまでに構築した海外の諸機関や女性・市民団体との協力体制を基礎として、さらに国連機関や欧州連合（EU）等を含むグローバルなネットワークを構築するなど、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を充実すること。
7. 国の独立行政法人であるNWECと、地方自治体が設置している地域の男女共同参画計画を実施する拠点施設としての男女共同参画センターとの関係のあり方については、現状を把握し、十分議論し、明確に示すこと。その際、都道府県域と、市町村域でセンターの実情が異なることを念頭に置くこと。各地域のセンターがその機能を充実させて主体的に力を発揮できるためには、予算の確保、専門的な識見を持つ職員の確保、職員の待遇の改善・充実が必至である。

また、「女性版骨太の方針 2022」に参照したことが記載されている全国 355 か所の男女共同参画センターへのヒアリング・アンケート結果を公表すること。
8. 今後設置される有識者会議の委員構成は、男女共同参画推進のナショナルセンターのありかたについて、広い見地から議論できる人に加え、これまでのNWECの実績について熟知している関係者ないしは職員を含めること。

【資料2 文部科学省宛て要望書】

文部科学省総合教育政策局長 藤江陽子様

国立女性教育会館（NWEC）を内閣府主管・文部科学省共管に

移行するにあたっての要望書

2022年9月16日

「NWECの内閣府移管について考える会」

青木玲子（NPO 法人男女共同参画こしがやともろう理事、
元国立女性教育会館情報課客員研究員）

池田政子（山梨県立男女共同参画推進センター「集約」問題を考える会世話人、
山梨県立大学名誉教授）

池田和嘉子（（公財）日本女性学習財団職員）

大野 曜（国立女性教育会館元理事長）

亀田温子（国立女性教育会館 女性アーカイブセンター資料選定委員会委員、
十文字学園女子大学名誉教授）

辻 智子（北海道大学教員）

橋本ヒロ子（国連ウィメン日本協会理事長、元国立婦人教育会館情報交流課長）

村田晶子（早稲田大学教員）

村松泰子（（公財）日本女性学習財団理事長、前国立女性教育会館運営委員会会長）

私たちは、国立女性教育会館（NVEC）の創設以来、各種事業活動に参加し、国内外の女性およびジェンダー平等を目指す人々と交流・連携し、その充実に尽力して参りました。

このたび、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（女性版骨太の方針 2022）」において「女性の経済的自立」に取り組むための環境整備として、地域におけるジェンダーギャップの解消を図る施策を掲げ、「男女共同参画のナショナルセンターが必須である」とし、「1977年の創設以来、男女共同参画の推進に係る様々な機能を担ってきた独立行政法人国立女性教育会館の主管省庁を内閣府に移管し、必要な予算及び人員についても内閣府に移管する。」ことが公表されました。

については、独立行政法人国立女性教育会館（以下、NVEC）が従来持っていた研修・人材育成、調査研究、アーカイブの蓄積と情報発信、国際貢献の機能をより有効な形で継承しつつ、業務を大幅に改善・充実されるよう、以下を要望します。ご検討をお願い申し上げます。

1. NVEC を内閣府主管とし、文部科学省共管とすると聞かすが、このことを明示し、主管と共管の役割分担及び予算のあり方、移行のスケジュールを示すこと。また、日本国内の様々な問題の解決につながる方策を示すことをめざすなど、その目的・効果について明確に示すこと。
2. NVEC のミッションを拡充する場合にも、学校教育、社会教育において、男女共同参画の推進の基盤とするための教育という柱は守ること。そのうえで、NVEC が従来もっていた機能・各事業領域（女性教育情報センター、女性アーカイブセンターを含む）のそれぞれについて、改めてその基本的な目的、事業の選択基準などを明確にすること。
3. 研修・教育は、事業の柱として、多様な領域における育成すべき人材像について、ジェンダー視点を有する専門性をもつことなどと明確化すること。そして、男女共同参画推進のナショナルセンターとして、男女共同参画基本計画の推進拠点である全国の地方公共団体の男女共同参画担当職員、男女共同参画センターや全国の学校教育にかかわる教員や職員、地域における女性リーダーなどの人材育成の実践的で体系的な研修の充実をはかること。また、生徒・学生をはじめ研究者、企業の人材など幅広く理系分野の女性人材育成にも努めること。

4. 調査研究は、男女共同参画社会の実現に資することを目的に、計画的に、そして、ほかの機関では取り上げにくいテーマを積極的にとりあげること。時代の変化によって生じる新たな課題解決に対応した調査研究を実施すること。また、男女共同参画推進の基礎となるジェンダー統計の充実をはかり、分析・情報発信を行うこと。
5. 女性情報の蓄積と情報発信については、男女共同参画のナショナルセンターとして「女性情報センター」のあるべき姿を明確にし、国際的発信・ネットワーク構築を含め、蓄積資料の積極的な発信をすること。「女性アーカイブセンター」は、専門的な識見を持つ職員と予算を確保し、資史料の収集、蓄積、活用についてナショナルセンターとして再構築すること。
6. 国際貢献については、アジアやアフリカ地域等におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進に資するため、男女共同参画推進のための人材育成と調査研究を拡充させること。また、これまでに構築した海外の諸機関や女性・市民団体との協力体制を基礎として、さらに国連機関や欧州連合（EU）等を含むグローバルなネットワークを構築するなど、男女共同参画に関する情報交換や協働事業等を充実すること。
7. 国の独立行政法人であるNWECと、地方自治体が設置している地域の男女共同参画計画を実施する拠点施設としての男女共同参画センターとの関係のあり方については、現状を把握し、十分議論し、明確に示すこと。その際、都道府県域と、市町村域でセンターの実情が異なることを念頭に置くこと。各地域のセンターがその機能を充実させて主体的に力を発揮できるためには、予算の確保、専門的な識見を持つ職員の確保、職員の待遇の改善・充実が必至である。
8. 今後設置される有識者会議の委員構成は、男女共同参画推進のナショナルセンターのありかたについて、広い見地から議論できる人に加え、これまでのNWECの実績について熟知している関係者ないしは職員を含めること。

[補] 内閣府には、第7項末尾に以下の一文をつけましたことを補足しておきます。

—また、「女性版骨太の方針 2022」に参照したことが記載されている全国 355 か所の男女共同参画センターへのヒアリング・アンケート結果を公表すること。